

新潟県立大学 Web サイトリニューアル

業務企画競争公募要領

平成 30 年 9 月 11 日
公立大学法人新潟県立大学

1 業務の名称

新潟県立大学 Web サイトリニューアル業務

2 業務の内容

別紙「新潟県立大学 Web サイトリニューアル及び運用・保守に関する業務仕様書」
のとおり

3 担当部局

書類の提出及び質問の受付は下記のとおり。

担当 : 新潟県立大学 業務推進部 入試広報課

所在地 : 〒950-8680 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬 471 番地

電話 : 025-270-1311

FAX : 025-364-3610

E-mail : nyushi@unii.ac.jp

対応時間 : 土日、祝日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4 事業規模

(1) Web サイトリニューアル

5,130,000 円以内（消費税を含む）。

(2) 保守・運用支援予定額（次年度以降・単年度分）

425,000 円以内（消費税を含む）

5 スケジュール

時期	内容
平成30年 9 月 11 日（火）	実施要領等の公表
平成30年 9 月 14 日（金）	質問受付期限
平成30年 9 月 18 日（火）	質問に対する回答通知

平成30年9月20日（木）	参加表明書提出期限
平成30年9月27日（木）	応募書類提出期日
平成30年10月4日（木）	業者プレゼンテーション、書類提出
平成30年10月上旬	契約者決定、契約締結
平成31年1月17日（予定）	リニューアル完了、サイト公開
～平成31年3月31日（日）	運用・保守作業

6 応募資格

本企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除く。）でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規程による更生手続き開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続き開始の申立をされた者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規程による再生手続き開始の申立をした者又は同条第2項の規程に基づく再生手続き開始の申立をされた者でないこと。
- (4) 次の事項に該当すると認められる場合で、その事実があった後2年を経過していない者でないこと。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
 - カ ア～オのいずれかの事項に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (5) (4)のア～カのいずれかの項目に該当する者を代理人として使用する者でないこと。
- (6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 平成25年4月1日以降に、WEBサイト構築等の実施を地方公共団体又は国立大学法人法に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法に規定する公立大学法人から受注した実績があること。
- (8) 業務の実施にあたり、新潟県立大学と業務方針や内容について十分な協議ができ

ること。

7 提案の手続き

(1) 応募の受付（参加表明書等の提出）

本企画提案に応募する者は、下記の期間に「参加表明書」【様式1】、「応募者概要書」【様式2】、「業務受託実績調書」【様式3】及び各様式に定める添付書類を提出するものとする。

なお、参加表明書等提出後に、上記6の要件を満たさなくなった場合には、速やかに辞退届【様式7】を提出すること。

ア 受付期間

平成30年9月20日（木）午後5時15分まで

イ 受付場所

3と同じ。

ウ 提出方法

事務局へ直接持参（土日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分）又は、郵送（書留に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。締切時刻以降の受付は行わない。

エ 応募資格要件の確認

アの応募受付期間内に参加表明書の提出のあった者に対しては、「6応募資格」を全て満たしているか否かを確認した後、平成30年9月21日（金）までに「参加表明書」【様式1】に記載された連絡先に電子メールにより結果を通知する。

(2) 質疑応答

本要領等に関する質問は、「質問書」【様式4】により以下のとおり提出すること。

なお、本プロポーザルに関する説明会は行わない。

ア 受付期間

9月14日（金）午後5時15分まで

イ 受付場所

3と同じ。

ウ 提出方法

電子メール（文章を添付し、送信後は電話連絡すること。）で提出すること。締切時刻以降の受付は行わない。

エ 回答方法

平成30年9月18日（火）までに全参加表明者宛に電子メールで回答する。ただし、質問内容によって、本公募による選定に公平性を保てない場合、回答しないこと

がある。

(3) 応募書類の受付

ア 受付期間

平成 30 年 9 月 27 日（木）午後 5 時 15 分まで

イ 受付場所

3 と同じ。

ウ 提出方法

事務局へ直接持参（土日、祝日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）

又は、郵送（書留に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

持参の場合は、持参日の前日までに連絡すること。締切時刻以降の受付は行わない。

エ 提出書類及び提出部数

(ア) 紙媒体で提出するもの（10 部。正本 1 部、副本 9 部。）

①見積書【様式 5】

②企画提案書【様式 6】

(イ) 電子媒体で提出するもの

(ア)に掲げる書類を DVD 等の適切な外部記憶媒体に格納したもの。

(ウ) 作成にあたっては、各様式内に記載の作成方法に従い作成すること。

オ 応募書類の取扱い

(ア) 応募書類は返却しない。

(イ) 提出期限後における応募書類の提出、再提出又は差し替えは認めない。

(ウ) 提出された応募書類は、選定を行う作業等に必要な範囲において複製する。

(エ) 提出された参加表明書、質問書及び応募書類は、本業務の受託候補者の選定以外の目的には使用しない。

(オ) 対案内容に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。

8 プレゼンテーション

日時：平成 30 年 10 月 4 日（木）

場所：新潟県立大学

(新潟県新潟市東区海老ヶ瀬 471 番地)

内容：企画提案書、トップページ等のデザイン、見積書に基づいたプレゼンテーションを行う。1社あたりプレゼンテーション15分、質問10分の合計25分とする。

※プレゼンテーションの日時、順番や開始時間は、参加申込みした者に対して個別に通知する。

9 審査

学内者で組織する選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの内容をもとに、新潟県立大学のイメージを高めるデザインとアクセシビリティ・ユーザビリティの向上が期待できる提案かどうかについて総合的に審査し、合計点が最も高い者を最優秀提案者とする。なお、応募者が多数の場合、書類審査で4社程度に絞込みを行った上で、プレゼンテーションを行う。

(1) 審査内容及び配点

評価項目		主な評価の視点	配点
1	サイトリニューアル	<ul style="list-style-type: none">全体像が本学の目的、基本方針に合っているか新潟県立大学のイメージが高まる提案となっているかアクセシビリティ・ユーザビリティ向上のための工夫がなされているか	20
2	CMS	<ul style="list-style-type: none">明確な権限付与が設定できるかHTML等の知識がなくても簡単に操作ができるか、またそのためのマニュアルが整備されているかSEO対策等の工夫がなされているか	20
3	セキュリティ	<ul style="list-style-type: none">不正アクセス、その他のシステム障害等に対し万全の対策を講じているか	20
4	保守・運用支援	<ul style="list-style-type: none">迅速かつ正確性が担保できる提案となっているか	20
5	見積金額	<ul style="list-style-type: none">合理的で経費節減を意識した見積金額であるか。	20
合計点			100

(2) 審査結果の通知

審査結果は、本審査において提案を行ったすべての者に通知する。

10 契約に関する事項

(1) 受託候補者の選定等

審査により選定した最優秀提案者を受託候補者とし、委託仕様について詳細な協議を実施して、再度見積書（詳細な内訳を添付すること。）を徴し、契約を締結する。

なお、協議には、仕様書及び提案書の趣旨を逸脱しない範囲内における内容の変更に係るものを含むこととする。

(2) 受託候補者の参加資格喪失時の取扱い

受託候補者を選定した後、当該事業者が「6 応募資格」を満たさなくなった場合で、辞退又は協議・交渉が調わなかったときは、選定委員会の審査において次点となった提案者を受託候補者とする。

(3) 契約書

契約書は2通を作成し、本学及び受託者の双方記名押印の上、各自1通を保有する。
なお、契約書の作成に要する経費は、受託者の負担とする。

11 その他

(1) 守秘義務

応募書類の作成において、本学から知り得た情報は、第三者に漏らしてはならない。
また、企画提案書の作成以外に使用してはならない。
なお、本要領による手続が完了した後も同様とする。

(2) 失格の条件

以下の条件の一つに該当する場合は、失格とする。

- ア 本要領の規定に違反したもの
- イ 虚偽の内容が記載されていたもの
- ウ 提案価格上限額を超えて提案されたもの
- エ 提出意思確認書及び提出書類の提出方法、提出先が本要領に適合しないもの
- オ その他選定委員会が不適格と認めたもの

(3) 費用負担

提案参加に係る一切の経費については提案者の負担とする。

【参考】

「公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程」

(一般競争に参加させることができない者)

第2条 特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 前項に規定する特別な理由がある場合とは、被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合とする。

(一般競争に参加させないことができる者)

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。